

氏名（本籍）	大沢 理尋（新潟県）			
学位の種類	博士（社会福祉学）			
学位番号	甲第81号			
学位授与の日付	2020年9月15日			
学位授与の要件	学位規則第5条第1項の規定該当			
学位論文題目	成年後見制度利用促進における「市民後見推進」の総合的研究			
審査委員	主査	平野 隆之	日本福祉大学	特別任用教授
	副査	末盛 慶	日本福祉大学	准教授
	〃	原田 正樹	日本福祉大学	教授
	学外審査委員	上山 泰	新潟大学法学部	教授

論文内容の要旨

本研究は、成年後見制度の利用促進における「市民後見推進」を社会福祉研究の対象として総合的に研究するものである。社会福祉研究としての性格を基礎づける要素は、①成年後見制度の推進としての福祉行政、②地域福祉を視野に入れた「市民後見推進」、③意思決定支援の可能性の見地からの「市民後見推進」の評価の3つである。研究の主たる目的としては、成年後見制度の利用促進の方策としての市民後見推進に注目し、その効果的な推進方法のモデル化を試み、その応用可能性を検討するというものである。モデルの応用可能性については、新潟県下における応用の検討を行っている。また、成年後見人にも意思決定支援が求められ、ソーシャルワークの専門性との関係で一般市民がこれを担うことが可能かを検討する必要がある。市民後見推進における意思決定支援の条件を明確にすることを副次的な目的としている。

本論文は、序章、第1章～第7章、終章で構成されたもので、総頁数は、186ページに及ぶ大作となっている。2部構成を採用しており、第I部先行研究の検討と本研究の枠組として、第1章と第2章を含み、第II部「市民後見推進」のモデル抽出・応用に関する事例研究として、第3章から第7章を含んでいる。本研究で実施したインタビュー調査の対象数は、12か所（19回）に及び、電子メールによる追加調査は10回にわたっている。また引用・参照されている文献数（インターネットで取得した資料を含む）は、228に及んでいる。

以下では、各章の要約を示しておく。

序章 本研究の性格・背景、目的及び論文の体系では、上記に示した社会福祉研究としての性格を説明するとともに、それに沿った形で研究の背景に触れ、研究の目的の設定へと展開している。用語の定義についても、「成年後見行政と権利擁護行政の違い」、「権利擁護センター等と中核機関の区別」、「司法、福祉行政、民間の連携・協働と地域連携ネットワークの区別」、「意思決定支援」の4項目にわたって丁寧になされている。また、「市民後見推進」という独自の概念については、別途その推進のメカニズムの重層性に触れながら、推進モデルの抽出とともに、その成果モデルのフィードバックの方法にも言及している。

第1章 「市民後見推進」の制度的展開と先行研究の検討では、制度的展開を5つの段階に分類して解説するとともに、先行研究では、社会福祉研究としての3つの要素に関連づけながら、法学研究の研究にも言及して検討するなかで、①利用促進法の制定以前より地域福祉の見地から権利擁護人材として市民を活用する取組及び、②権利擁護センター等による市民後見人の養成・支援の重要性を導い

ている。また、市民後見人による意思決定支援についての検討では、市民後見人は必要に応じソーシャルワーカーと対等の関係で協議することで、意思決定支援の可能性が高まるという検証課題を明らかにしている。

第2章は、本研究の研究枠組みを示し、本研究の分析の視点を、推進メカニズムの解明・応用可能性及び意思決定支援の実現可能性とし、この分析の視点に基づき、推進メカニズムについて、第3章から第7章の事例研究を配置するという調査手続きを行い、最終的に応用可能性の検討も含め、推進モデルを提示するとしている。

事例研究の調査対象の選定方法として、先進事例として文献で取り上げられている取組の地域性を考慮し、大都市部及びその近郊、地方都市及び複数市町村による広域の取組、並びに都道府県による市町村支援の取組をそれぞれ取り上げることが説明されている。また、新潟県下の事例も、政令市、島しょ部及び山間部という地域特性が異なる自治体の取組を選定した。調査の方法については、各取組の担当者らに対するインタビュー調査等の実施としている。

以下では、5章にわたって事例研究の結果とそれぞれの考察がなされている。

第3章 地域福祉の観点からみた市民後見では、わが国で先駆的な取組をしている既設センターである伊賀地域福祉後見サポートセンター、知多地域成年後見センター、芦屋市権利擁護センター及びあさくち権利擁護推進センターの4センターを調査分析の対象として、国の基本計画の策定前から地域福祉の担い手として市民後見人を位置づけている権利擁護センター等の活動を分析の対象としている。伊賀、知多、芦屋の3センターは、国の基本計画以前より、地域福祉の観点から設置され、その活動の一環として市民を権利擁護人材として活用してきたことから、「地域福祉人材モデル」と呼ぶことができる結論づけている。

第4章 中核機関の機能整備の観点からみた「市民後見推進」の位置づけでは、中核機関を整備し利用促進計画を策定した事例として、3つのセンターを調査対象とし、次の2つのモデルを抽出している。1つ目のモデルが、「センター推進モデル」であり、大阪市成年後見支援センターの取組の調査分析から、市民後見推進を目的とした権利擁護センター等を立ち上げ、その活動により中核機関の4機能を一体的に整備するとともに、司法、福祉行政及び民間の連携・協働を進めることを要件としている。2つ目のモデルが、「促進計画推進モデル」で、志木市及び尾張東部圏域の取組の調査分析から、市民後見推進のモデルとして、国の基本計画に基づく市町村（広域を含む）利用促進計画を策定し、利用促進の基本的方策として市民後見の推進について記載することにより抽出している。

「センター推進モデル」の特徴は、自治体の利用促進計画を従来のセンター機能の拡充のツールとして位置づけられるのに対し、「促進計画推進モデル」の特徴を、利用促進計画を権利擁護支援の取組の新たな方向性を打ち出し実施するためのツールとして利用し、その基本的な施策として市民後見推進を位置づける点に求めている。

第5章 都道府県主導による「市民後見推進」の広域実施では、静岡県取組を調査対象とし、管内の市町村に対し、市民後見実施機関の広域設置という方針を積極的に示すことで市町村の市民後見推進の取組を支援していることから、「都道府県主導モデル（静岡モデル）」とした。

第6章 新潟県下の市町村の取組に対する推進モデルの応用では、新潟県下の先進的なセンターである新潟市成年後見支援センター、佐渡市成年後見センター、阿賀町成年後見センターの取組を調査分析し、結果次の2点を明らかにしている。第1に、3つの取組の共通点として、①中核機関の4機能が一体的に整備され、または整備に向け動き出していること、②受任調整や定期的な会議、家裁への市民後見人選任の働きかけにより、家裁及び福祉行政との連携が強化されていること、③意思決定支援の

取組がなされ、または意識されていることである。第 2 に、新潟市、佐渡市及び阿賀町の取組は、「地域福祉人材モデル」、「センター推進モデル」及び「促進計画推進モデル」に該当するレベルに及んでおらず、発展途上の段階にあると結論づけている。

第 7 章 新潟県による市町村支援への示唆では、新潟県の市町村に対する支援を調査分析し、同県における市民後見推進の方法を検討している。結果として、①新潟県は市民後見推進を含む成年後見制度利用促進の方策について、県下市町村の判断に委ね、主導的に方針を示していないこと、②新潟県下の 30 市町村のうち市民後見推進の取組がなされているのは 5 市町村にとどまること、③市町村社協の法人後見の実施率は、60%に達していること、を明らかにしている。この特徴を踏まえ、都道府県主導のパターンとして、「静岡モデル」以外に法人後見を実施している社協を中心に中核機関を設立し、近隣市町村から委託を受ける調整を、県が県社協と協力して進める取組を提案している。なお、新潟県の現状に基づくパターンから、法人後見の実施機関が県の支援を受け広域的に、法人後見支援員の養成・活用を経由して市民後見に取り組む方法がありうることにも言及している。

終章 本研究の結論と残された課題・今後の展望では、本研究で抽出した 4 つの推進モデル、「地域福祉人材モデル」、「センター推進モデル」、「促進計画推進モデル」「都道府県主導モデル」、についての再整理が行われている。それぞれ地域特性があり、市町村が自らの地域の社会資源を見直すことで、市民後見推進をはじめとする成年後見制度利用促進の効果的な方法を得られる可能性があることに触れている。また、推進モデルの新潟県下の取組への応用（提供）の結論としては、島しょ部及び山間部でも市民後見推進が可能であることを示している。都道府県主導のパターンとして、法人後見推進を経由した市民後見推進の選択肢を提示することで、全国の市町村及び都道府県の取組の参考となりうることに言及している。

今後の展望については、促進計画の策定・普及が進むなかで、量的調査による推進状況の客観的把握を通して、推進モデルの有効性をさらに検証するとともに、複数のセンターの市民後見人に対するインタビュー結果の比較等から、市民後見推進の実態を多角的に解明し、さらに効果的な方法を研究したいことが述べられている。

論文審査結果の要旨

1. 審査経過

2020 年 4 月 9 日の福祉社会開発研究科社会福祉学専攻会議において、平野隆之、末盛慶、原田正樹の 3 名が審査委員に選出された。博士学位授与第 1 次審査において同年 5 月 27 日の口頭試問（第 2 回）後に 3 名で協議した結果、合格の判定に至った。6 月 11 日の同専攻会議において第 1 次審査の合格を決定した。6 月 20 日の博士論文学位請求予定論文の公開発表会を経て、7 月 9 日の専攻会議において、博士学位授与審査の本審査の受理を確認し、学位授与審査委員会が設置された。これまでの平野、末盛、原田の 3 名の審査委員が継続するとともに、学外審査委員を上山泰新潟大学教授に依頼することを決定した。7 月 29 日に審査委員会による論文審査と口述諮問が実施された。終了後に審査委員会は、学外審査委員による結果に不合格の評価でない限りにおいて、合格との仮の判断を行った。8 月 20 日に、学外審査委員からの「合格」の審査報告書の内容を確認することを経て、審査委員会は最終的に「合格」の判断を行った。

なお、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、第 1 次審査、最終審査における口頭試問においては、専攻会議の了解のもと、Zoom を用いた審査による対応をおこなったことを付記しておく。

2. 論文の評価

第1の評価点は、市民後見推進におけるモデルを積極的な調査活動を通して抽出という目的に焦点化し、そのための詳細な検討と厳密な記述、それぞれの比較検討を通して、説得性のあるモデル化に結実している点である。**学外審査委員**からは、「事例研究の対象自体は著名なものが多く、従来からその取組の個別的な紹介等はされてきたが、これらを横断的に分析し、他地域にも応用可能なモデル化した点には重要な新規性が認められる」と評価されている。なお、積極的な調査活動の例としては、モデル性の最終的な確認のために、直接訪問できない環境（コロナウイルス感染防止）下で電子メールによる追加調査が10回にわたり確保されている点が指摘できる。

第2の評価点としては、総合的研究として、「市民後見人による意思決定支援が可能か」という問いかけを行い、実践事例の掘り起しの中で、「市民感覚」とソーシャルワーカーの「専門性」との緊張的協力関係を描いている点である。センターのソーシャルワーカーの支援による条件整備についても、より市民後見人が意思決定支援の実現に関与することは可能にする5つの条件を示すなど説得力があるものとなっている。**学外審査委員**の評価点においても、「市民後見人による意思決定支援の可能性について、市民後見人とソーシャルワーカーの特性を踏まえたうえで、両者の協同関係、とりわけソーシャルワーカーによる市民後見人の支援が必要条件となることを明らかとした」と触れられている。

第3の評価点に、推進モデルの応用可能性については、大沢氏の実践フィールドである新潟県下への応用に精力的に取り組むなかで実践的な意義が評価できるとともに、推進モデルの変化・移行という点についても言及し、モデル化のさらなる展開の可能性を見出し得ている点も評価できる。**学外審査委員**は、「種々の理由から市民後見推進や成年後見制度利用促進に躊躇している多くの自治体にとって取組の参考になると思われ、本論文の学術的価値のみならず、実践的な価値を高めるものということができる。」

第4の評価点は、内容ということではないが、第1次審査および公開発表会での修正課題の指摘事項をほぼ全面的に取り入れることができ、大幅な構成の変更においても対応できている点である。そのいくつかを紹介しておく、市民後見人の抱えている課題の補強、社会福祉研究としての内容を強調した先行研究、市民後見人による意思決定支援の可能性への記述、などである。

以上の評価点はあるものの、本研究の課題もいくつか散見される。

課題の第1は、「効果的な推進方法のモデル化」という表現の「効果的な」ということに関連した実証的なデータが十分に用意されていない点である。**課題の第2**は、社会福祉研究に対する貢献としては、先行研究上の概観は正確になされているものの、先行研究に対して、どこが空白でどのように埋められたのかといった学術的な貢献の記述が弱いことである。

課題の第3には、成年後見制度のマイナス面の検証が留保され、制度上の問題点に関する先行研究等に十分触れられていない点である。**学外審査委員**からは、「意思決定支援との関係では両者の整合性を否定する立場も有力であることから、この点は著者の今後の考察の深化を期待したい」と述べられている。

3. 最終試験（学力の確認）の結果

以上のような評価点が、大沢氏への質問のなかで確認されるとともに、課題については、以下のような説明がなされた。1つは、効果的な推進方法については、地域特性との関連において効果的であると述べているにとどまり、いわゆるモデルがどのような推進効果をもたらすかについては言及できてい

ないこと、今後その点を補強したいことに触れられた。関連して、市民後見推進に無関心な自治体やほとんど取り組めていない自治体に対し、市民後見推進のモチベーションをもっていただくために、本論文を公表するとともに、新潟家裁、県との協議、自治体との意見交換などの場で、アピールする必要性を実感していると述べた。

もう1つは、社会福祉研究への貢献については、先行研究において、社会福祉研究を基礎づける3つの要素（①成年後見制度の利用促進としての福祉行政、②地域福祉を視野に入れた「市民後見推進」、③意思決定支援の可能性からの「市民後見推進」の評価）から検討を行ってかなり補強したものの、どのような学術的な貢献があるかについては、結論的に述べ切れていない点を反省点として触れた。

審査委員からは、時間が限られたなかで修正に努力されたこと、実践的に意義ある論文であること、大沢氏の法学研究へのフィードバックも含めて期待していることなどが述べられた。

なお、大沢氏の英語力の審査を行った。本人から提出されていた本論文の英語要旨の中からランダムに複数のパラグラフをとりあげ、読み上げと日本語訳を指示したところ、適切な返答がなされたことを確認した。

学外審査委員の上山泰新潟大学教授からの審査報告書において、「合格」の判定を得ていることを記しておく。なお、その内容については、評価点や課題の関連部分で引用しておいた。引用できなかった点で注目すべき評価として、「市民後見の推進要素に係わる動態的分析については、市民後見に関する法社会学的研究の乏しさを補うという意味において、法学的にも価値を持つものと評価できる」との記述を最後に記しておきたい。

4. 結論

本審査委員会は、学位申請者（大沢理尋）は、日本福祉大学学位規則第12条により、博士学位（社会福祉学）を受けるにふさわしいものと判断し、合格と判定する。

以上